

みんなでささえる国保会計



～被保険者証（保険証）の更新について～

国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までの1年間となっています。来年度の更新についてお知らせします。

（令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますが、今回交付の保険証は記載の有効期限までは使用できます。12月2日以降、転職・転居などで加入している保険が変わった場合は使用できなくなります。）

●新しい被保険者証（保険証）はいつ届きますか？

8月の受診に間に合うように、7月中旬に役場から発送します。

万が一、8月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

また、郵送ではなく役場での受け取りを希望される方は、7月5日（金）までに国保係へご連絡ください。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。

●どんな物が届きますか？

「被保険者証（保険証）」が窓空きの長方形の封筒（ピンク色）に入って届きます。

中に入っている台紙（23cm×10cm）に記入されている住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考にして、各自で「被保険者証（保険証）」を切り離してご使用ください。

令和6年度の被保険者証（保険証）の色は、青色です。

封筒の中には、被保険者証（保険証）のほか「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、必ず確認して大切に保管してください。

●国民健康保険税に滞納がある場合の被保険者証（保険証）は？

国民健康保険税に滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる被保険者証（保険証）に代わって「短期被保険者証」または「資格証明書」が発行されます。

短期被保険者証は有効期限が短くなり、期限が切れるごとに役場での更新手続が必要になります。

さらに滞納が改善されない場合は、これまでの被保険者証（保険証）を返還してもらい「資格証明書」に切り替わります。資格証明書で医療機関にかかると医療費を全額自己負担（10割負担）しなければなりません。

被保険者証（保険証）は医療機関で使用するだけでなく、本人確認書類にもなる大事なものですので、大切に保管しましょう。

～マイナ保険証をご利用ください～

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

マイナ保険証を使うメリット

- 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも、皆さんの保険税で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- より良い医療を受けることができる
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てるすることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除
マイナンバーカードが保険証として利用できる病院などで本人の同意があれば限度額状況が確認できるため、限度額適用認定証の提示が不要となる場合があります。

マイナ保険証を保有していない方

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失などした場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

よくあるご質問

- マイナンバーカードは安全なの？
マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違うと機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面でそのまま初回の利用登録ができます。
- どうやって受付するの？
マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。詳しくは厚生労働省WEBサイトで



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

～入院時食事療養費の見直しについて～

令和6年6月1日から、食材費などが高騰していることなどを踏まえ、入院時の食費の基準が1食につき30円引き上げになります。自己負担額については、所得区分などに応じて1食につき10円～30円引き上げになります。

現行	改定後	現 行	改定後
総額 640円	↓	一般所得の場合	460円 490円
自己負担 改定後670円		住民税非課税世帯の場合	210円 230円
		住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	100円 110円

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800

☎55-3112